

医療機械器具購入事業（屈折・眼圧測定器） 仕様書

総 則

この仕様書は、小値賀町国民健康保険診療所が令和5年度に購入する「屈折・眼圧測定器」について、必要な事項を定めるものとする。

記

1 物品名及び数量

- (1) 物品名 屈折・眼圧測定器 一式
- (2) 数 量 下記規格、構成内容のとおり

2 納入期限、納入場所及び配置場所

- (1) 納入期限 令和6年1月31日
- (2) 納入場所 小値賀町笛吹郷 2428 番地 1
- (3) 配置場所 小値賀町国民健康保険診療所

3 契 約

- (1) 契約にあたっては本仕様書を了承し、質疑が生じたときは発注者と打ち合わせを行うこと。契約後における一切の質疑は発注者の解釈に従うものとする。
- (2) 本仕様書の内容に関して質疑が生じた場合及び製作の都合上仕様書の内容をやむなく変更しなければならないときは、発注者の承認を得ること。

4 規格、構成内容

□メーカー トーメーコーポレーション

No	品名・規格	型 式 等	数 量	単 位
1	マルチファンクション・レフケラトメーター	MR-6000	1	台
2	デジタルカラープリンタ	UP-D25MD-S	1	台
3	電動光学台	CT-360	1	台
4	天板	TP-530	1	個

5 設置、保守、その他

- (1) 本調達に伴う搬入、撤去、据付、配線、配管及び運転調整（接続等含む）については、当診療所担当職員と事前協議の上で落札者において施行すること。
- (2) 装置の搬出・搬入のためのルート確保、養生等は落札者が実施すること。
- (3) 障害時において、復旧のための通報を受けてから速やかに対応できる体制であること。
- (4) 本機器の運用を円滑に実現するための技術的サポート体制が整備されていること。
- (5) 納入後1年間は、無償で保守作業を実施すること。

- (6) 本機器の取り扱いに関する導入時の説明を当診療所担当職員に十分行うこと。
取扱説明の実施については、当診療所担当職員と協議し決定すること。
- (7) 導入された機器の動作を判断するため、落札者が正常に動作することを示し当診療所担当職員の承認を得た上で引き渡すこと。
- (8) その他定めのない事項については、当診療所担当職員と協議のうえ、その指示に従うものとする。

6 提出書類

- (1) 受注者は、納品時に次に掲げる書類一式を作成し、各1部提出すること。
 - ①操作説明書・マニュアル等
 - ②保証書
 - ③その他発注者が指示するもの

7 保証期間等

- (1) 納入検査後1年以内に機器上の不備による故障等または自然破損を生じたときは、無償にて修理又はその他の保証を受注者の責任において行うものとする。

8 検査

- (1) 検査は、仕様書等に基づいて行う。
- (2) 完成検査は、発注者の立ち会いのもと行うものとする。

9 費用負担

- (1) 上記記載事項のほか、納入までに要する手続きにかかる一切の諸費用は受注者の負担とする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項で、機能上当然必要なものは装備すること。